

タイトル

指紋照合による個人認証システム

技術分野

- 電機・電子
- 機械・加工
- 情報・通信
- 化学・薬品
- 有機材料
- 無機材料
- 金属材料
- 輸送
- 食品・バイオ
- 生活・文化
- 土木・建築
- 繊維・紙
- 農林・畜水産
- 医療・介護
- その他（保安・警備）

利用分野・適用製品

- ・インターネット通信時、利用者の個人機密情報を守秘
- ・携帯電話・スマートホン等通信機器
- 電子商取引時の本人確認機器

情報メモ

- 詳細資料：有 無
- サンプル：有 無
- 見学：可 不可
- その他：

従来技術の課題・問題点

マイナンバー制度、パソコン等の個人認証は、暗証番号や指紋・声紋等により行われているが、亡失や流出等があり、その秘密性において脆弱な面がある。

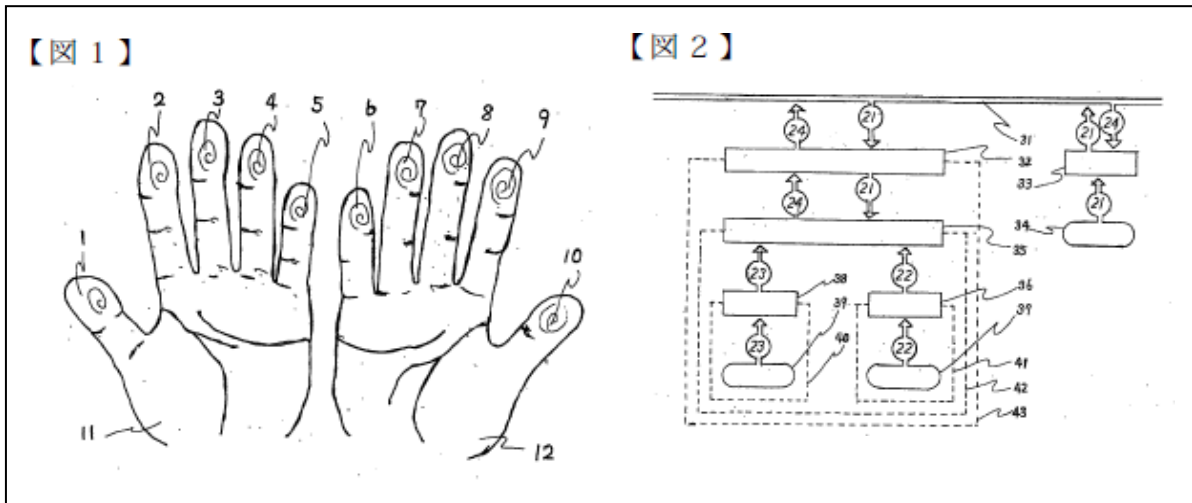
本発明の効果・特長

10本の指の指紋を活用することにより、暗証番号を容易に記憶できるようにするとともに、他者が模倣することを困難にした。
フィンテック経済、特に仮想通貨などの暗号通貨決済に効果があると期待できる。

技術概要（構造・動作等）

10本の指の各指紋に、左親指を1右小指を6として順に1～10(0)の数字を割振り(図1)、1を左人差指、左中指と一つずつ順にずらしていくと、10通りの割振りができる。さらに、左親指を1右親指を6、右親指を1左小指を6、右親指を1左親指を6として、同様の割振りをする、40通りの数字割振りができる。
マイナンバー認証に適用する場合、①事前に、マイナンバーデータ(氏名、マイナンバー、暗証番号)、指紋データ(氏名、指紋と指紋を0～9の数字に変換したもの)を登録しておく。
②利用者は、氏名、マイナンバー、暗証番号、指定された数字に対応した指紋を上記数字割振りに従って入力する。
③計算機システムが氏名、マイナンバー、暗証番号、数字に対応した指紋が、登録されているものかを判断し、認証する。

図・特記事項・その他



1 左手親指 10 右手親指 21 登録者情報 22 マイナンバーデータ 23 指紋データ
31 インターネット 38 管理サーバー 43 電子情報配信システム

主たる提供特許

登録番号:特許6371938号
出願日:平成28年2月22日(2016年)
発明の名称:指紋照合による個人認証システム
権利者:山岡 健

関連特許番号